官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二八七）　三
○自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八八）　四
○地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（二八九）
○沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（二九〇）
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二九二）
〔条　約〕
○日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定（七）　六
〔省　令〕
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一四）　三
〔法規的告示〕
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働二一〇）　一六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同二一一）　一一
〔その他告示〕
○日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の効力発生に関する件（外務二八六）　三
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二〇一～二〇三、二〇五、二〇六）　一三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二〇四）　一三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二〇七～二一五）　一五
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二一六～二一八）　一七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二一九～二二一）　一七
○航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示（国土交通八一一）　一八
○神津島空港の施設の変更を許可した件（同八一二）　一八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
独立行政法人国立病院機構令和六年度（第二十一期事業年度）財務諸表、令和六事業年度独立行政法人都市再生機構の財務諸表、首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録抹消、公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　二三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達、特定空家等の除却命令及び代執行関係　二五
会社その他
会社決算公告　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二百八十七号）
（防衛省）
防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年九月一日とする。

◇自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百八十八号）（防衛省）
第1　自衛隊法施行令の一部改正
1　事業を営む予備自衛官に対する給付金の日額を定める。（第九十七条の三関係）
2　公務上負傷し、又は疾病にかかった場合の事業を営む予備自衛官に対する給付金の支給の限度となる期間を定める。（第九十七条の四関係）
3　事業を営む予備自衛官に対する給付金の支給の申請等について定める。（第九十七条の五関係）
4　給付金支給申請書の様式その他事業を営む予備自衛官に対する給付金の支給に関し必要な事項は、防衛省令で定めることとする。（第九十七条の六関係）
5　1から4までは、事業を営む即応予備自衛官に係る給付金に準用することを定める。（第百二条の七関係）
6　その他所要の規定の整備を行う。
第2　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正
予備自衛官及び即応予備自衛官に支給する訓練招集手当の日額の上限を引き上げる。（第十七条の十四関係）
第3　施行期日
この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。（附則関係）